

千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱 実施要領

	21 千ま建指発第 92 号
	平成 21 年 6 月 22 日
改正	21 千ま建指発第 144 号
	平成 21 年 8 月 5 日
改正	22 千ま建指発第 75 号
	平成 22 年 6 月 29 日
改正	23 千ま建指発第 15 号
	平成 23 年 4 月 27 日
改正	23 千ま建指発第 54 号
	平成 23 年 6 月 10 日
改正	24 千ま建指発第 131 号
	平成 24 年 10 月 30 日
改正	26 千ま建指発第 230 号
	平成 26 年 4 月 1 日
改正	27 千環建指発第 17 号
	平成 27 年 5 月 13 日
改正	4 千環建指発第 194 号
	令和 4 年 2 月 28 日

(目的)

第1条 この要領は、千代田区吹付けアスベスト対策助成等要綱(平成 21 年 6 月 17 日第 1 号。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な細目を定めるものとする。

(助成対象等)

第2条 要綱第5条第1項(1)(2)の対象となる費用は、次の各号に定める。

- (1) アスベスト含有調査助成(以下「調査」という。)
 - ①サンプル採取の足場の仮設
 - ②定性分析、定量分析、報告書等
- (2) アスベスト除去工事等助成(以下「工事」という。)
 - ①仮設工事
 - ②調査設計計画(工事計画策定、設計、移転計画策定)
 - ③アスベスト除去工事
 - ④気中濃度測定、報告書
 - ⑤投入・密閉
 - ⑥除去室にある設備機器密封・前処置
 - ⑦アスベスト除去工事後の耐火被覆

⑧除去アスベストの積み込み・運搬、処分

⑨その他、環境まちづくり部長が認めるもの

2 要綱第5条(1)、(2)に規定する「1棟」とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 同一敷地内において複数の建築物を有する場合は、各建築物をそれぞれ1棟とする。

(2) 機械式立体駐車場のアスベスト対策を施す場合は、各基をそれぞれ1棟とする。

(申請書に添付する書類)

第3条 要綱第6条に規定するアスベスト対策の申請書に添付する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 附近見取り図、配置図及び写真

(2) 分譲マンションの場合は、管理組合の総会議事録の写し。ただし、アスベスト含有調査の場合は、理事会又は役員会議事録等の写しとすることができる。賃貸マンションの場合は、アスベスト対策を実施することが記載された共有者全員の同意書の写し

(3) 建物の登記事項要約書

(4) アスベスト除去工事实績書(「工事」の場合のみ)

(5) アスベスト含有調査結果報告書(「工事」の場合のみ)

(6) 2社以上の見積書の写し(「派遣」を除く。)

(アスベスト除去工事は、区特記仕様書に基づくこと)

(7) その他、環境まちづくり部長が必要と認める書類

2 同一の申請者により同一の建築物に対するアスベスト含有調査に引き続き、アスベスト除去工事等を実施する場合、前項に規定する提出書類で重複するものは省略することができる。

3 第1項に規定する関係書類には、区建築指導課で保有する確認申請台帳を含む。

(着手届に添付する書類)

第4条 要綱第9条に規定するアスベスト除去工事等の着手届に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 契約書等の写し、アスベスト除去工事施行計画書

(2) その他、環境まちづくり部長が必要と認める書類

(完了届に添付する書類)

第5条 要綱第12条に規定するアスベスト含有調査・除去工事等完了届に添付する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) アスベスト含有調査

① 調査機関が発行した分析調査結果報告書等(建築物の外観写真、所在地、建物名称、採取日、調査機関の名称、調査方法、採取中の写真、吹付け材の種類、顕微鏡写真、X線回折チャート、調査結果等が記載されたもの)

- ② 調査に要した経費に係る調査者からの領収書その他の書類(以下「領収書等」という。)の写し。ただし、支払いが終了していないものは、請求書の写しを提出し、支払い後速やかに領収書等を提出するものとする。
 - ③ 費用明細書
 - ④ その他、環境まちづくり部長が必要と認める書類
- (2) アスベスト除去工事等
- ① 施工者が発行した除去等結果報告書
 - ② 除去等の作業を開始する前に行った関係法令等の届出書の写し
 - ③ 除去等の作業が完了した後に行った関係法令等の報告書又は届出書の写し
 - ④ それぞれの作業状況がわかる施工写真
 - ⑤ アスベスト廃材の処分に関する法令等の届出の写し及び適切に処理したことを証する書類の写し
 - ⑥ 費用明細書
 - ⑦ 除去工事等に要した費用に係る調査者又は施工者からの領収書等の写し。ただし、支払いが終了していないものは、請求書の写しを提出し、支払い後速やかに領収書等を提出するものとする。
 - ⑧ その他、環境まちづくり部長が必要と認める書類
- (3) アスベスト調査員派遣
- ① 分析調査結果報告書等(建築物の外観写真、所在地、建物名称、採取日、調査機関の名称、調査方法、採取中の写真、吹付け材の種類、顕微鏡写真、X線回折チャート、調査結果等が記載されたもの)
 - ② その他、環境まちづくり部長が必要と認める書類

(アスベスト除去工事業者、含有調査業者及び調査員派遣の参加資格)

第6条 アスベスト除去工事に参加できる者は、以下に該当すること。なお、下請け業者が取得する場合も要件を満たすものとする。

- (1) 財団法人日本建築センターのアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法)又は、財団法人ベターリビングの吹付けアスベスト飛散防止処理技術(除去工法)に係る建設技術審査証明書を取得している事業所
 - (2) アスベスト除去工事を予定している用途の工事实績が複数あること。
- 2 アスベスト含有調査に参加できる者は、(社)日本作業環境測定協会の石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)による「認定分析技術者」であること。
- 3 アスベスト調査員は、区が委託契約を行なった者が行なう。

(その他)

第7条 要綱第3条(4)に規定するアスベスト除去工事实績書に記載する項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業許可の種類

- (2) アスベスト除去工事事業継続年数
 - (3) 施行体制
 - (4) 施工実績(アスベスト除去工事实績、当工事予定の同用途の工事实績)
 - (5) 財団法人日本建築センターのアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法)対策又は、財団法人ベターリビングの吹付けアスベスト飛散防止処理技術(除去工法)に係る建設技術審査証明書の写し
 - (6) 工事金額等
 - (7) 石綿作業主任者の数
- 2 第5条第1項第2号に規定するアスベスト除去工事等の①結果報告書に記載する事項は、次の各号による。
- (1) 建築物に係ること所在地、延べ面積、階数、主要用途、主要構造、建築された時期(着工年月または竣工年月)、建築物の所有者(管理者が別にいる場合は管理者)、設計図書及び竣工図の有無
 - (2) 吹付け材等の状況や建材中のアスベスト含有分析に係ること。
施工箇所、施工面積(吹付け部分の面積)、施工時期、施工箇所ごとの吹付け材の写真、試料取の方法、採取時の写真、建材中のアスベスト含有量、含有するアスベストの種類
 - (3) アスベスト除去工事に係ること
施工業者名、施工計画書、工事記録
 - (4) 気中濃度測定に係ること
測定業者名、測定箇所、測定時点ごとの測定結果
- 3 吹付け材の試料採取の方法やアスベスト除去工事等の実施方法については、「改定既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」(日本建築センター)を参照すること。アスベスト含有調査の分析方法は、平成18年8月21日付基発第0821002号による厚生労働省労働基準局長通達「建材中の石綿含有率の分析方法について」及び平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により示された分析方法に基づくものとする。
- 4 アスベスト除去工事等にあたっては、必要に応じて区及び労働基準監督署等の関係官庁の立入り調査を実施する。
- 5 その他、環境まちづくり部長が必要と認めるもの。

附 則

この要領は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。